

徳島県告示第三百七十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和四年六月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 対象職種

1 学科試験（関連学科）を実施する職種

配管科

2 学科試験（指導方法）を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）別表第十一の免許職種の欄に掲げる全職種

二 試験科目

配管科	省令別表第十一の配管科の項学科試験の科目の欄に掲げる科目
配管科以外の職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。）

三 試験の免除

省令第四十六条の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者で法第二十八条第五項第二号又は第三号のいずれにも該当しないものとする。

五 試験期日

令和四年八月七日（日曜日）午前九時二十分から

六 試験場所

徳島市南末広町二三―六四

徳島県立中央テクノスクール

七 受験手続

1 受験申請書及び添付書類（以下「受験申請書等」という。）

受験申請書（省令様式第十一号）、履歴書、写真（申請前六箇月以内に撮影した上半身、正面脱帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び長形三号の返信用封筒（表面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、八十四円に相当する額の切手を貼ったもの）並びに試験の免除を受けようとする者はそれを証する書面

2 受験申請書等の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県産業人材育成センター

3 受験申請書等の提出期間

令和四年七月一日（金曜日）から同月十五日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月十五日までの消印

があれば受け付ける。

4 受験手数料

学科試験	三千百円
------	------

注

(一) 受験手数料は、徳島県収入証紙を受験申請書に貼って納付すること（消印しないこと。）。

(二) 受験手数料は、申請を取り下げ、又は受験しなかった場合でも返還しない。

5 受験票

受験申請書等を受理後、本人に送付する。

八 合否判定の基準

1 学科試験の指導方法並びに関連学科の系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち関連学科の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

3 学科試験のうち関連学科の系基礎学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該系基礎学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該系基礎学科に限り合格とする。

4 学科試験のうち関連学科の専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該専攻学科に限り合格とする。

九 合格発表

令和四年八月十九日（金曜日）に合格者の受験番号を県庁掲示場に掲示するとともに、合格者には文書で通知する。なお、合格発表の日の午後一時から徳島県ホームページにおいて合格者の受験番号を公表する。

十 その他

1 受験手続等の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、徳島県産業人材育成センターにおいて交付する。なお、受験案内及び受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記し、百二十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒を同封の上、徳島県産業人材育成センターへ申し込むこと。

2 この試験についての問合せは、徳島県産業人材育成センター（電話〇八八―六二一―二三五三）にすること。